

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月17日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり） B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間(平成27年12月18日から平成27年12月18日まで) B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり） 500億円を上限とします。 B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし） 500億円を上限とします。 (2)継続申込期間(平成27年12月21日から平成28年12月16日まで) B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月2日付をもって提出し、平成27年12月3日付をもって有価証券届出書の訂正届出書を提出し、平成27年12月18日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（平成28年3月3日および平成28年5月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、有価証券報告書を提出しましたので、関係情報を新たな情報により訂正・更新を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は、原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の末尾には「中間財務諸表」の内容が追加されます。

## 第一部【証券情報】

## (3)【発行(売出)価額の総額】

## &lt;訂正前&gt;

当初申込期間：各ファンド500億円を上限とします。

継続申込期間：各ファンド1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

\*受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

## &lt;訂正後&gt;

(削除)

各ファンド1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

\*受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

## (4)【発行(売出)価格】

## &lt;訂正前&gt;

当初申込期間：1口=1円

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(省略)

## &lt;訂正後&gt;

(削除)

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(省略)

## (5)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社 (下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。) が定め

る申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1口=1円) に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

(省略)

## &lt;訂正後&gt;

3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社 (下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。) が定め

る申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

(省略)

## (7)【申込期間】

## &lt;訂正前&gt;

当初申込期間：平成27年12月18日

継続申込期間：平成27年12月21日から平成28年12月16日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## &lt;訂正後&gt;

（削除）

平成27年12月21日から平成28年12月16日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## （9）【払込期日】

### <訂正前>

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うもの  
とします。当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社  
の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託  
受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会  
社に支払うものとします。継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる  
日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれま  
す。

### <訂正後>

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし  
ます。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定す  
る口座を経由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社  
(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)のファンド口座に払い込まれます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <訂正前>

###### ファンドの目的

当ファンド「BNYメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）、BNYメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）」は、米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資し、信託財産の中長期的な成長および配当等収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

（新 設）

（省 略）

###### ファンドの特色

（省 略）

- b. 主要投資対象である外国投資信託は、BNYメロン・グループ<sup>\*</sup>傘下の資産運用会社である「ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下、ニュートンという場合があります。）」が運用します。**

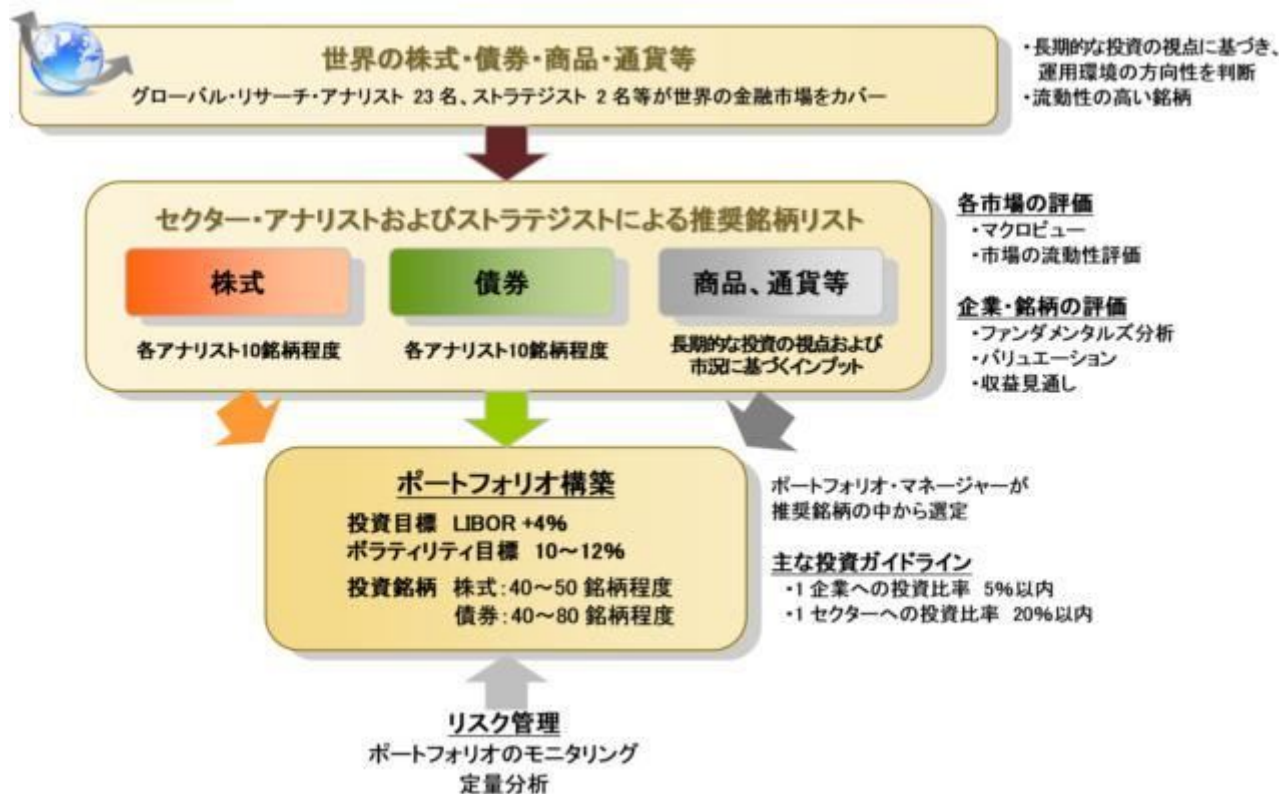
<sup>\*</sup> BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

ニュートンにおける当該外国投資信託と同様の運用方針を有するファンドの運用資産残高は、約2兆2,560億円（2015年9月末現在）です。

###### ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用プロセス

---

（省 略）



出所：ニュートンの情報を基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成  
2015年（平成27年）9月末現在。

## NEWTON

The Power of Ideas

### ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

ニュートンは、B N Yメロン・グループ傘下の運用会社です。  
ニュートンは、グローバルなマルチ・アセット、株式、債券のスペシャリストで、欧州で高い評価を受けており、フィナンシャル・タイムズなど著名な経済紙や年金基金から「ファンド・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」など数々の受賞歴があります。  
ニュートンの総運用資産はリーマンショック後も順調に増加しており、2015年（平成27年）9月末現在で684億米ドル（約8兆円、1米ドル = 119.95円で換算）となっています。

### ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。1980年代以降、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A+、ムーディーズ社 A1

資産運用部門：約1.63兆米ドル（約195兆円）（注）

資産管理部門：約28.5兆米ドル（約3,420兆円）（注）

（注）2015年（平成27年）9月末現在。1米ドル = 119.95円で換算。

（省 略）

### <訂正後>

#### ファンドの目的

当ファンド「B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）、B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）」は、米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資し、信託財産の中長期的な成長および配当等収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」および「マネーポートフォリオ・マザーファンド」は、平成28年5月17日付けで「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」および「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」からファンド名を変更しております。以下同じ。

（省 略）

#### ファンドの特色

（省 略）

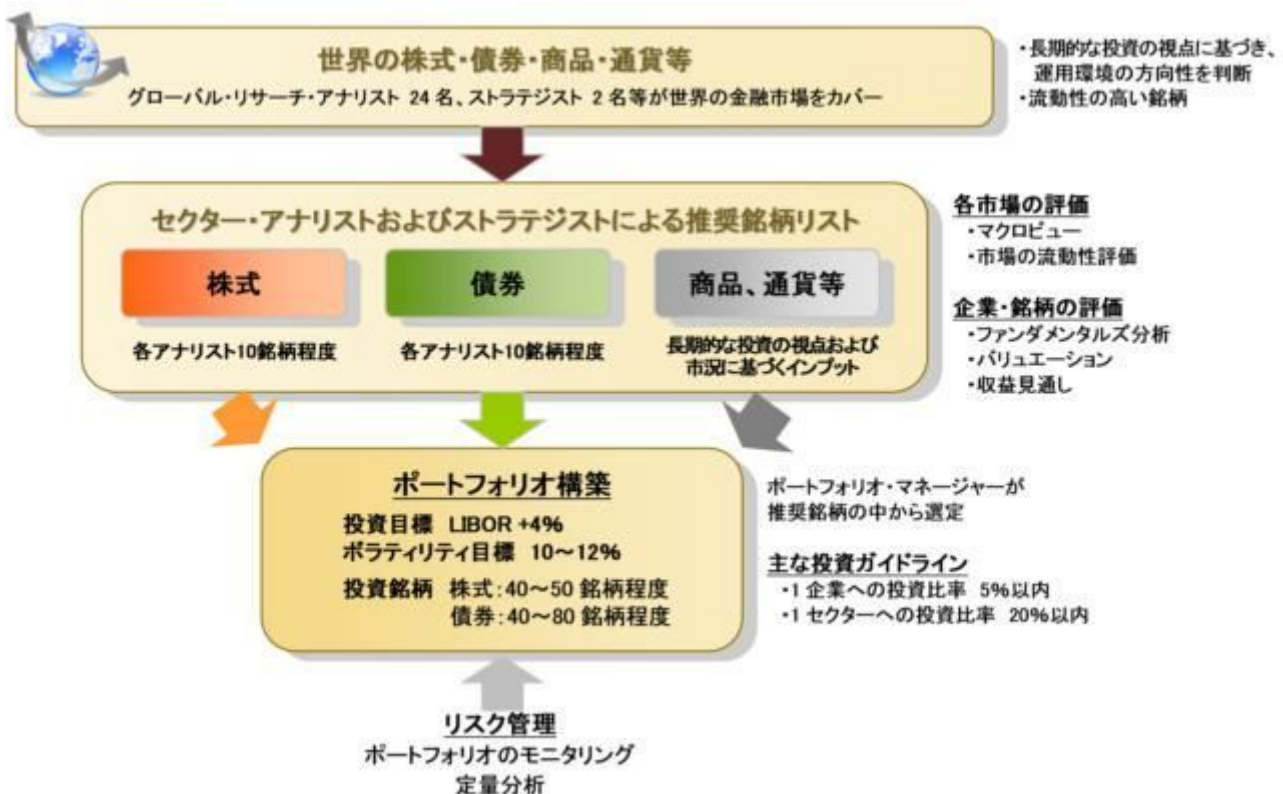
- b. 主要投資対象である外国投資信託は、B N Yメロン・グループ<sup>\*</sup>傘下の資産運用会社である「ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下、ニュートンという場合があります。）」が運用します。

<sup>\*</sup> B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

ニュートンにおける当該外国投資信託と同様の運用方針を有するファンドの運用資産残高は、約2兆1,129億円（2016年3月末現在）です。

#### ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用プロセス

（省 略）



出所：ニュートンの情報を基にB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成  
2016年（平成28年）3月末現在。

# NEWTON

The Power of Ideas

## ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド

ニュートンは、B N Yメロン・グループ傘下の運用会社です。  
 ニュートンは、グローバルなマルチ・アセット、株式、債券のスペシャリストで、欧州で高い評価を受けており、フィナンシャル・タイムズなど著名な経済紙や年金基金から「ファンド・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」など数々の受賞歴があります。  
 ニュートンの総運用資産はリーマンショック後も順調に増加しており、2016年（平成28年）3月末現在で694億米ドル（約8兆円、1米ドル＝112.68円で換算）となっています。

## ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。1980年代以降、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格 付 け：スタンダード&プアーズ社 A、ムーディーズ社 A1

資産運用部門：約1.64兆米ドル（約185兆円）（注）

資産管理部門：約29.1兆米ドル（約3,279兆円）（注）

（注）2016年（平成28年）3月末現在。1米ドル＝112.68円で換算。

（省 略）

### （2）【ファンドの沿革】

#### <訂正前>

平成27年12月21日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

#### <訂正後>

平成27年12月21日 ファンドの信託契約締結、運用開始

### （3）【ファンドの仕組み】

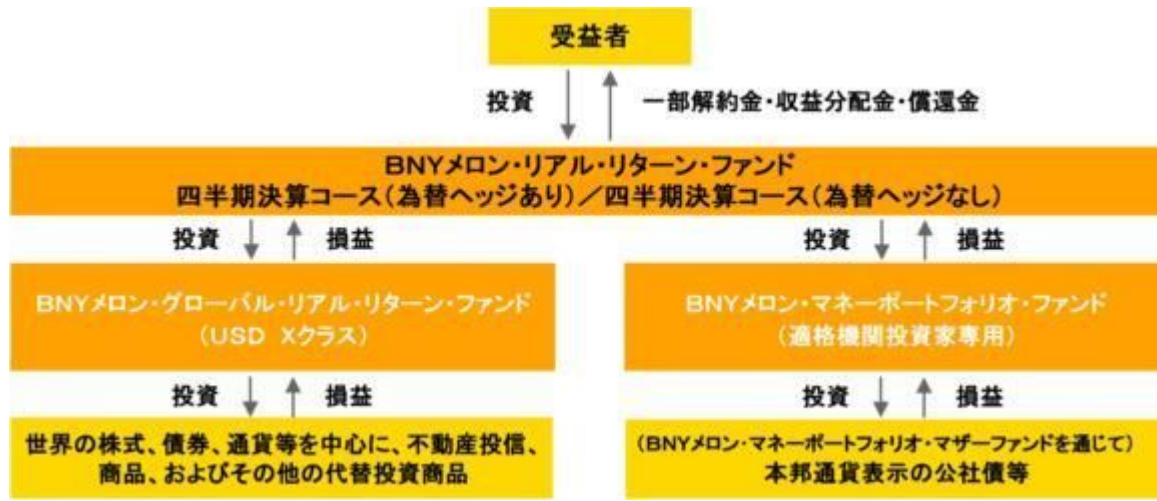
#### <訂正前>

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を各ファンド（B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）/ 四半期決算コース（為替ヘッジなし））にて取りまとめ、その資金を投資対象である投資信託（B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）およびB N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用））に投資をし、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。

当ファンドの仕組み





(省 略)

委託会社の概況

(省 略)

c．資本金の額（平成27年11月末現在）

(省 略)

e．大株主の状況（平成27年11月末現在）

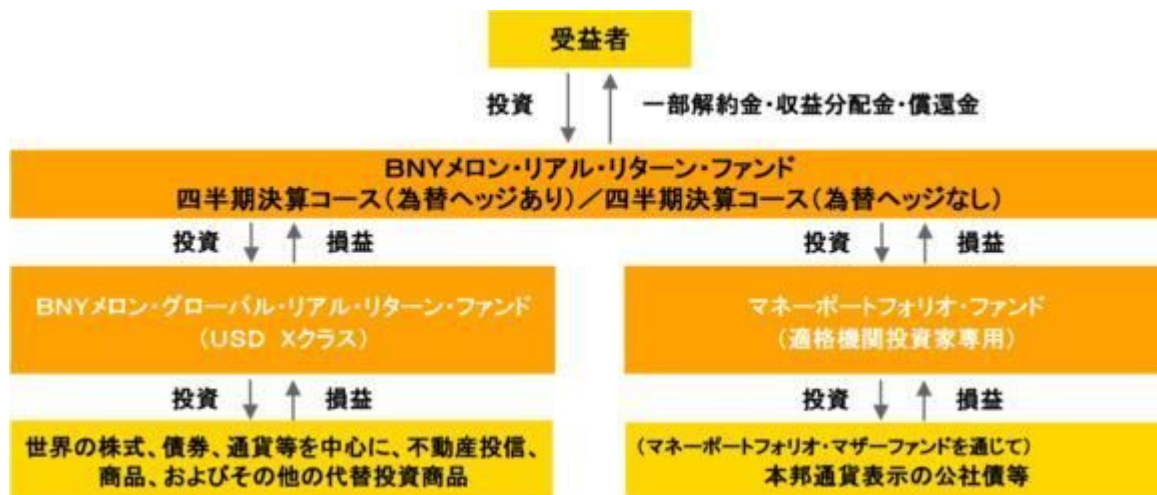
(省 略)

## &lt;訂正後&gt;

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を各ファンド（BNYメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）／四半期決算コース（為替ヘッジなし））にて取りまとめ、その資金を投資対象である投資信託（BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）およびマネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用））に投資し、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。

当ファンドの仕組み



(省 略)

委託会社の概況

(省 略)

c．資本金の額（平成28年5月末現在）

(省 略)

e．大株主の状況（平成28年5月末現在）

（省 略）

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### <訂正前>

[ 四半期決算コース（為替ヘッジあり） ]

（省 略）

運用方法

#### a．投資対象

米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

（省 略）

[ 四半期決算コース（為替ヘッジなし） ]

（省 略）

運用方法

#### a．投資対象

米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

（省 略）

#### <訂正後>

[ 四半期決算コース（為替ヘッジあり） ]

（省 略）

運用方法

#### a．投資対象

米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

（省 略）

[ 四半期決算コース（為替ヘッジなし） ]

（省 略）

運用方法

#### a．投資対象

米ドルベースで絶対収益の追求を目指すアイルランド籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」および国内籍証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。

（省 略）

### （2）【投資対象】

#### <訂正前>

（省 略）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」投資信託証券および国内証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（省 略）

## 〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要（平成27年11月末現在）

1. BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）  
（省略）

2. BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）
形態	適格機関投資家私募／契約型 追加型／内外／債券（FOF専用）
主要投資対象	「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
（省略）	

## (参考) BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド

ファンド名	BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド
（省略）	

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託である「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）」投資信託証券および国内証券投資信託である「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により、有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（省略）

## 〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

1. BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）  
（省略）

2. マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）
形態	適格機関投資家私募／契約型 追加型／内外／債券（FOF専用）
主要投資対象	「マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
（省略）	

## (参考) マネーポートフォリオ・マザーファンド

ファンド名	マネーポートフォリオ・マザーファンド
（省略）	

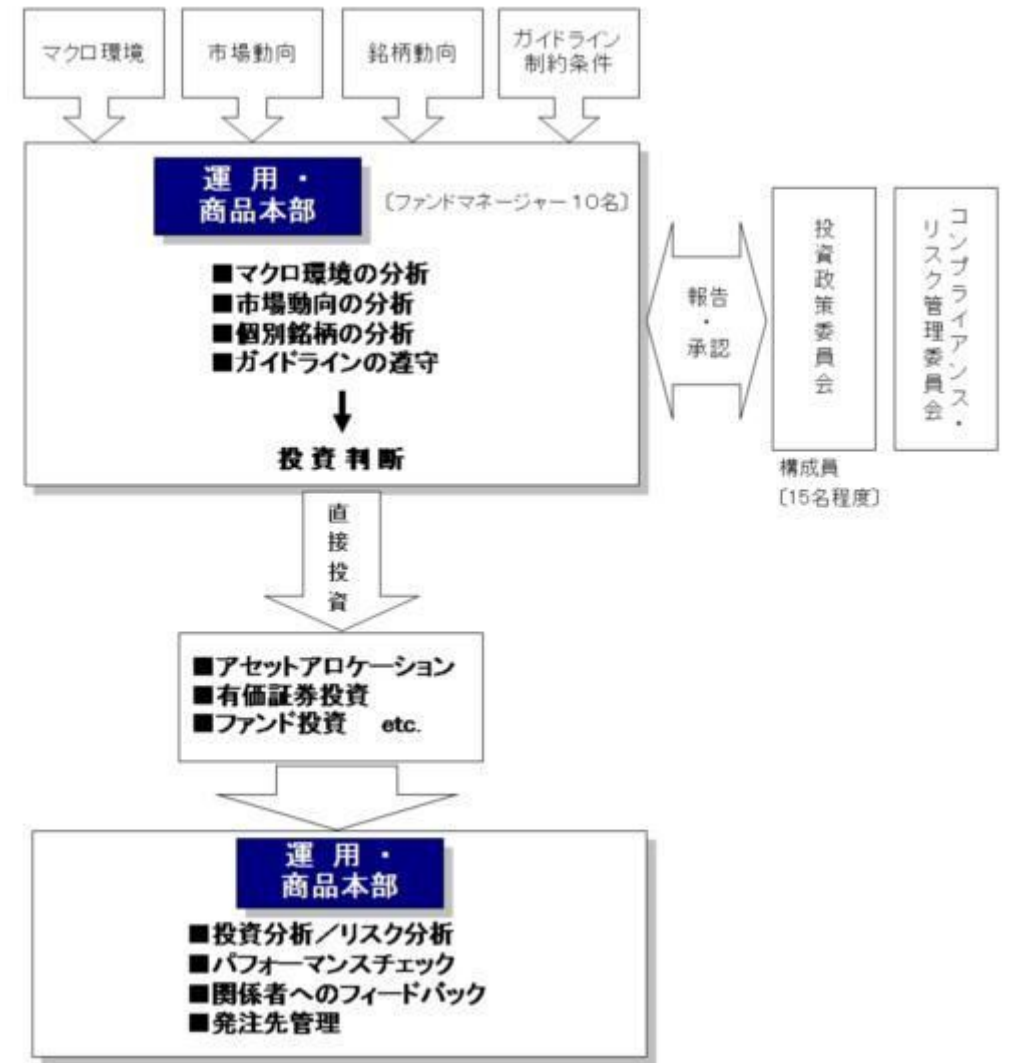
## (3) 【運用体制】

## &lt;訂正前&gt;

当ファンドに関する委託会社の運用体制

（省略）

（下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。）

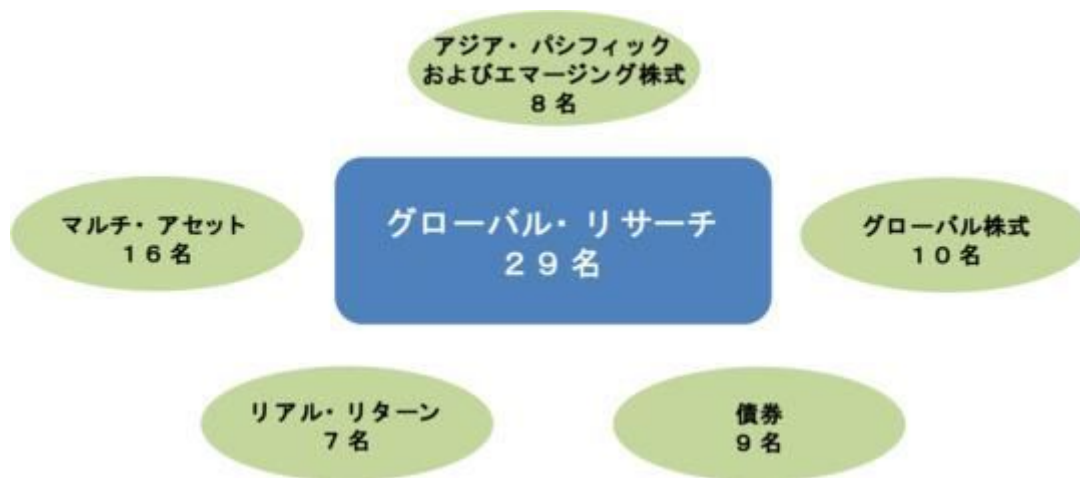


（省略）

（注）上記の運用体制は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）ニュートンの運用体制

（省略）



出所：ニュートン

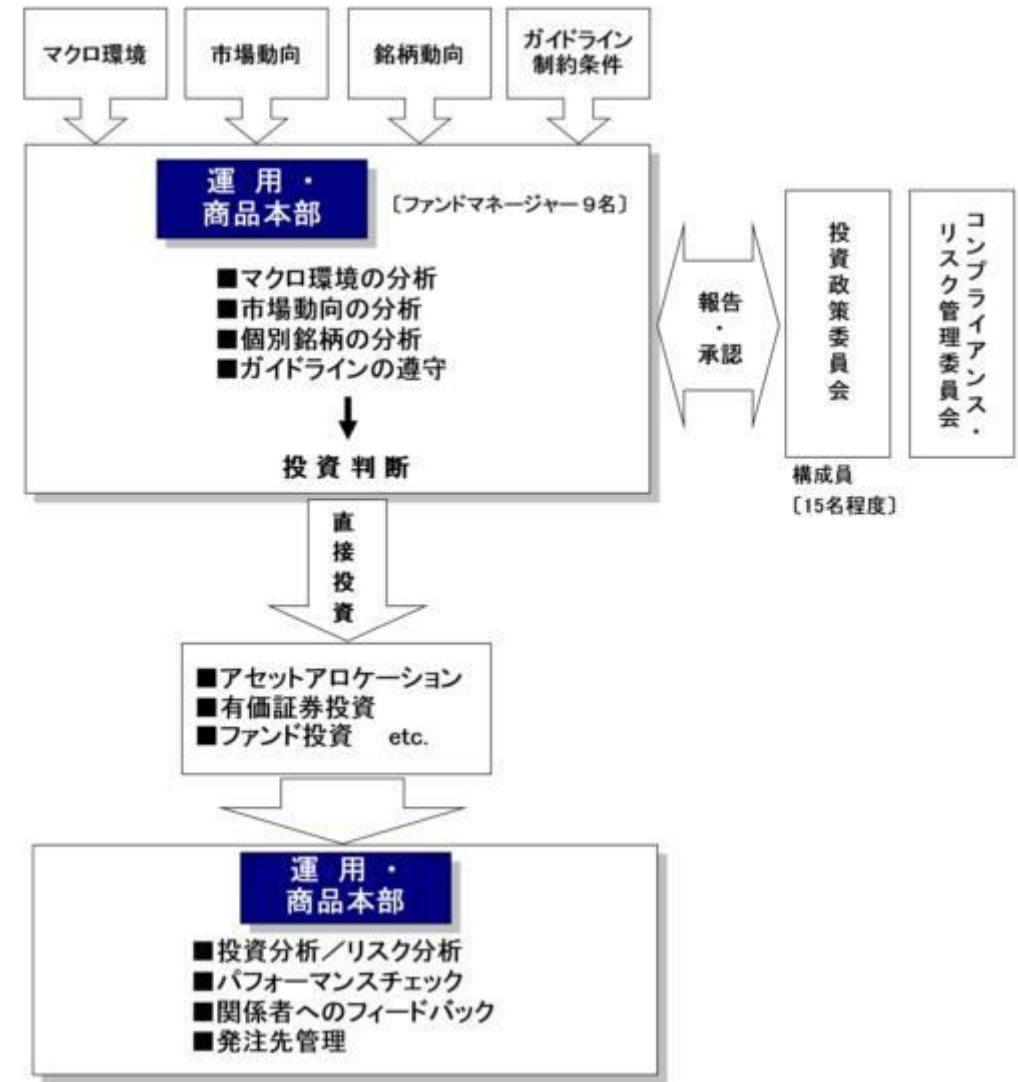
（注）上記の運用体制は平成27年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

## 当ファンドに関する委託会社の運用体制

(省 略)

(下記「3 投資リスク」の「(2)リスク管理体制」と併せてご参照ください。)

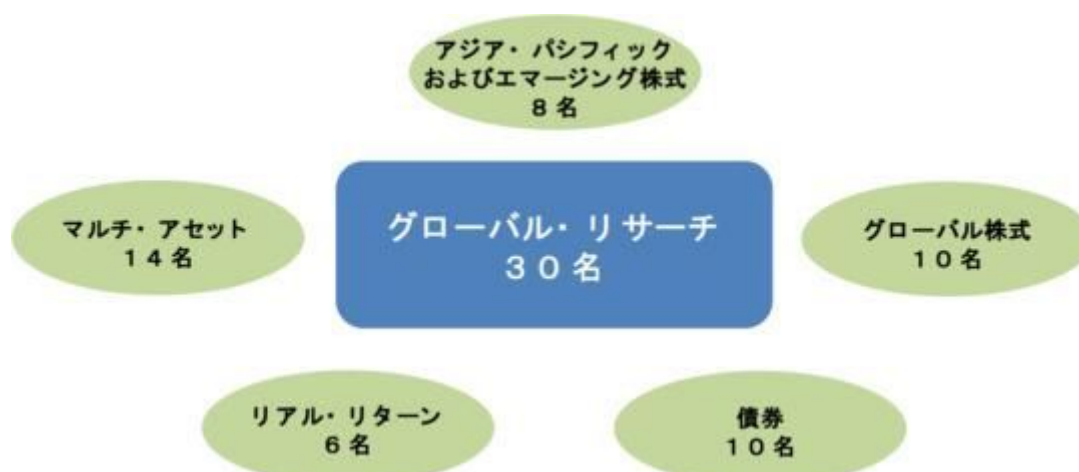


(省 略)

(注) 上記の運用体制は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考) ニュートンの運用体制

(省 略)



出所：ニュートン

（注）上記の運用体制は平成28年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

### 3【投資リスク】

#### <訂正前>

##### （1）ファンドのリスクおよび留意点

（省 略）

その他の留意点

（省 略）

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

（新 設）

##### （2）リスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

##### （参考）ニュートンのリスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は平成27年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

##### （3）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資  
基準価額の推移

（2010年11月～2015年10月）

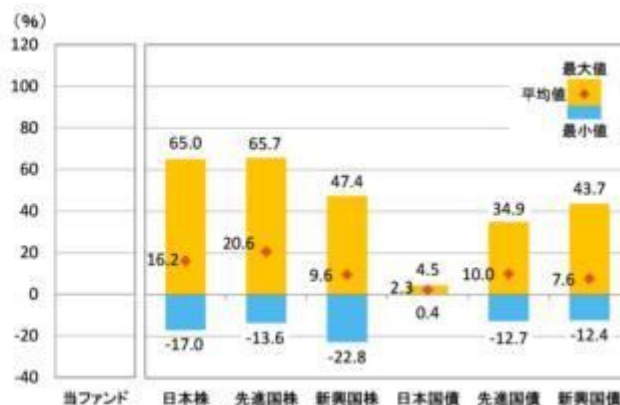
当ファンドと代表的な資産クラス との騰落率  
の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（2010年11月～2015年10月）

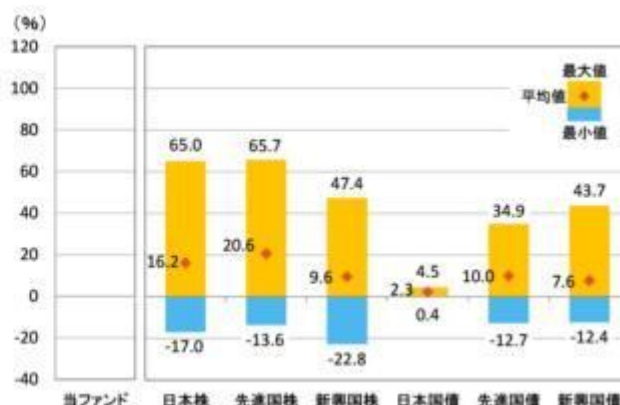
#### [ 四半期決算コース（為替ヘッジあり） ]

\* 当ファンドは平成27年12月21日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません。



#### [ 四半期決算コース（為替ヘッジなし） ]

\* 当ファンドは平成27年12月21日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません。





（左図）について

- \* 当ファンドは平成27年12月21日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません。
- \* 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

（右図）について

- \* グラフは、2010年11月～2015年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。  
なお、当ファンドについては、2015年12月21日に当初の設定を行う予定のため、掲載しておりません。
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（省 略）

## <訂正後>

### （1）ファンドのリスクおよび留意点

（省 略）

その他の留意点

（省 略）

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

<ボルカー・ルール>

ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび/またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止しています。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供しています。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性があります。その結果、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受けます。当該制限を受けた場合、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性があります。

### （2）リスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （参考）ニュートンのリスク管理体制

（省 略）

（注）上記の管理体制は平成28年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

### （3）参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2011年5月～2016年4月）

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

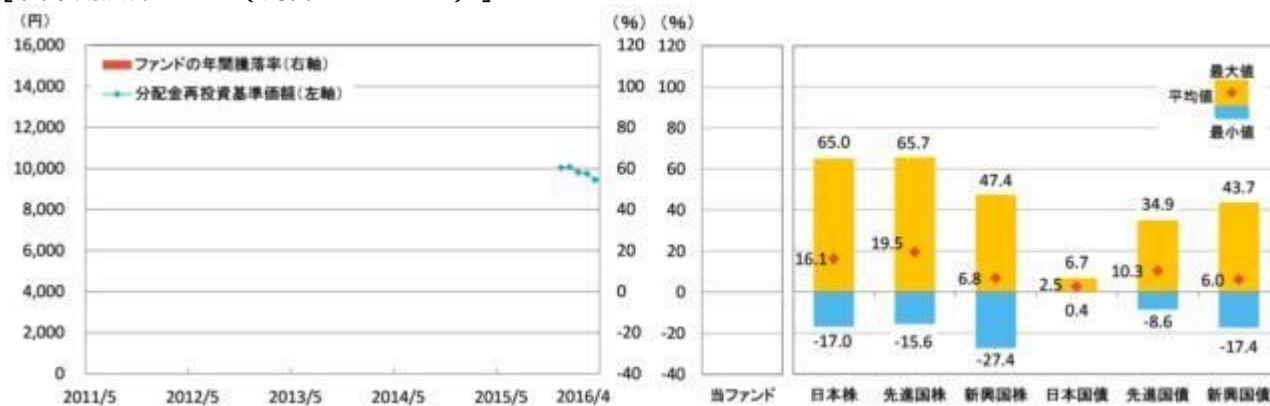
グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（2011年5月～2016年4月）

#### [ 四半期決算コース（為替ヘッジあり） ]



## 〔 四半期決算コース（為替ヘッジなし） 〕



（左図）について

- \* 当ファンドは、設定日（2015年12月21日）から1年経過していないため、各月末における直近1年間の騰落率を表示することができません。
- \* 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

（右図）について

- \* グラフは、2011年5月～2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。  
なお、当ファンドについては、設定日が2015年12月21日のため、直近1年間の騰落率を表示することができません。

当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（省 略）

#### 4【手数料等及び税金】

##### （1）【申込手数料】

###### <訂正前>

3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

\*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（省 略）

###### <訂正後>

3.24%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

\*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

（省 略）



**（ 3 ）【信託報酬等】****<訂正前>**

（省 略）

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

- a . B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（U S D Xクラス）  
・ ・ ・ ・純資産総額に対して年率0.45%程度
  - b . B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）  
・ ・ ・ ・純資産総額に対して年率0.0324%（税抜0.03%）～0.162%（税抜0.15%）
- （省 略）

**<訂正後>**

（省 略）

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

- a . B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（U S D Xクラス）  
・ ・ ・ ・純資産総額に対して年率0.45%程度
  - b . マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）  
・ ・ ・ ・純資産総額に対して年率0.0324%（税抜0.03%）～0.162%（税抜0.15%）
- （省 略）

**（ 5 ）【課税上の取扱い】****<訂正前>**

（省 略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

- a . 個人の受益者に対する課税

（省 略）

**3. 損益通算について**

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡所得も上記の損益通算の対象範囲に含まれる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

- b . 法人の受益者に対する課税

（省 略）

- ・ 益金不算入制度は適用されません。

**（注）「課税上の取扱い」の内容は平成27年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めしま**

す。

## &lt;訂正後&gt;

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

## a. 個人の受益者に対する課税

(省 略)

## 3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（特定公社債（国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債等、一定の公社債をいいます。）および公募公社債投資信託）の利子所得および譲渡益（全て申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

(削 除)

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

## b. 法人の受益者に対する課税

(省 略)

(削 除)

**(注) 「課税上の取扱い」の内容は平成28年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。**

## 5【運用状況】

## &lt;更新後&gt;

以下は平成28年4月28日現在です。

## (1)【投資状況】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アイルランド	75,735,552	95.40
	日本	814,796	1.03
小 計		76,550,348	96.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,832,878	3.57
合計（純資産総額）		79,383,226	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アイルランド	40,112,712	97.35
	日本	414,887	1.01
小 計		40,527,599	98.35
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		678,222	1.65

合計（純資産総額）	41,205,821	100.00
-----------	------------	--------

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド (USD Xクラス)	アイル ランド	投資信託 受益証券	468,608.835	160.23	75,087,535	161.61	75,735,552	95.40
2	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ ファンド (適格機関投資家専用)	日本	投資信託 受益証券	814,227	1.0009	814,959	1.0007	814,796	1.03

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。以下同じ。

## 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.43
合計	96.43

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。以下同じ。

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド (USD Xクラス)	アイル ランド	投資信託 受益証券	248,194.825	160.33	39,793,754	161.61	40,112,712	97.35
2	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ ファンド (適格機関投資家専用)	日本	投資信託 受益証券	414,597	1.0008	414,946	1.0007	414,887	1.01

## 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.35
合計	98.35

## （参考）B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス）の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	数量	帳簿価額		評価額		構成 比 (%)
							単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	アメリカ	公社債	US TSY N/B 3% 05/15/45	3.0	2045/5/15	29,329,400	110	3,229,610,461	117	3,422,849,649	6.11
2	アメリカ	公社債	US TSY N/B 1.75% 12/31/20	1.75	2020/12/31	28,375,400	111	3,162,715,551	112	3,175,266,501	5.66
3	アメリカ	公社債	US TSY N/B 1.5% 08/31/18	1.5	2018/8/31	21,661,800	110	2,389,699,828	111	2,411,185,363	4.30
4	アメリカ	公社債	US TSY N/B 3% 11/15/45	3.0	2045/11/15	17,681,900	115	2,035,624,139	117	2,063,771,263	3.68
5	アイル ランド	投資 証券	SOURCE PHYSICAL GOLD P-ET	-		144,573	14,754	2,133,032,149	13,520	1,954,562,445	3.49
6	オースト リア	公社債	AUSTRALIA 4.5% 04/21/33	4.5	2033/4/21	17,380,000	93	1,610,990,791	101	1,755,734,872	3.13
7	アメリカ	公社債	US TSY N/B 2% 02/15/25	2.0	2025/2/15	15,695,800	110	1,723,355,169	112	1,750,135,394	3.12
8	オースト リア	公社債	AUSTRALIA 3.75% 04/21/37	3.75	2037/4/21	17,611,000	85	1,504,888,397	91	1,608,445,776	2.87
9	オランダ	株式	WOLTERS KLUWER EURO.12		一般消費財・サービス	330,810	2,860	946,203,318	4,099	1,356,011,031	2.42
10	アメリカ	株式	MICROSOFT C USDO.00000625		情報技術	221,937	4,422	981,398,501	5,590	1,240,653,631	2.21
11	日本	株式	JAPAN TOBACCO INC NPV		生活必需品	264,100	3,542	935,472,395	4,531	1,196,637,100	2.13

12	アイルランド	株式	ACCENTURE PL USD0.0000225	情報技術	87,890	9,335	820,476,547	12,677	1,114,152,856	1.99	
13	ドイツ	株式	BAYER AG-REG NPV	ヘルスケア	79,733	11,985	955,621,400	12,781	1,019,087,965	1.82	
14	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENU NPV	ヘルスケア	36,539	27,073	989,217,505	27,655	1,010,480,747	1.80	
15	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE P GBPO.25	ヘルスケア	424,734	2,307	979,663,343	2,356	1,000,638,604	1.79	
16	アメリカ	株式	CMS ENERGY CORP USD0.01	公益事業	225,437	3,863	870,830,226	4,396	991,029,225	1.77	
17	イギリス	株式	CENTRICA PLC GBPO.061728	公益事業	2,513,949	457	1,149,806,705	378	949,589,884	1.69	
18	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC. USD0.5	ヘルスケア	152,415	5,808	885,184,890	6,182	942,179,043	1.68	
19	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG CHF0.5	ヘルスケア	110,553	8,334	921,368,013	8,324	920,193,700	1.64	
20	アメリカ	株式	EVERSOURCE ENERGY USD5	公益事業	145,587	5,645	821,773,431	6,152	895,656,502	1.60	
21	イスラエル	株式	TEVA PHARMACEUTICAL-S ADR	ヘルスケア	139,683	6,549	914,844,178	6,176	862,707,526	1.54	
22	アイルランド	投資証券	ISHARES PHYSICAL GOLD ETC	-	300,910	2,523	759,330,790	2,723	819,305,805	1.46	
23	フランス	株式	VIVENDI EUR5.5	一般消費財・サービス	368,121	2,433	895,710,913	2,118	779,834,190	1.39	
24	アメリカ	株式	REYNOLDS AMERIC USD0.0001	生活必需品	142,097	3,486	495,393,182	5,374	763,616,312	1.36	
25	アメリカ	公社債	US TSY N/B 1% 12/31/17	1.0	2017/12/31	6,773,100	110	746,122,768	110	745,844,630	1.33
26	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES NPV	ヘルスケア	149,890	4,426	663,417,067	4,811	721,104,489	1.29	
27	ルクセンブルグ	投資証券	RWC FD-RWC GL CONVTLBS-B-	-	4,437	150,849	669,290,586	162,459	720,805,042	1.29	
28	イギリス	株式	UNITED UTILITIES GBPO.05	公益事業	456,202	1,303	594,214,244	1,491	680,260,138	1.21	
29	アメリカ	株式	SYSCO CORP USD1	生活必需品	132,809	4,058	538,995,210	5,094	676,535,189	1.21	
30	アメリカ	株式	CA INC USD0.1	情報技術	194,509	3,204	623,144,615	3,379	657,178,563	1.17	

（注1）上記は、BNY Mellon Fund Services (Ireland) Ltd.（管理事務代行会社）のデータを基に委託会社が作成したものです。

（注2）国/地域は、ブルームバーグの分類に基づきます。

（注3）種類は、ブルームバーグの分類に基づき、委託会社が作成したものです。以下同じ。

（注4）業種は、G I C S 産業グループの分類に基づきます。

（注5）構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く有価証券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

#### 種別構成比

種類	構成比 (%)
株式	48.83
公社債	39.06
投資証券	12.11
合計	100.00

（注）構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く有価証券部分を100%として計算した各種類の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

B N Y Mellon ・ リアル ・ リターン ・ ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

B N Y Mellon ・ リアル ・ リターン ・ ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

B N Y Mellon ・ リアル ・ リターン ・ ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

為替予約取引

資産の種類	売建/ 買建		数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	687,300.00	77,369,361	75,334,953	94.90

（注1）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（注2）売建の投資比率は（マイナス）で表示しております。以下同じ。

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

平成28年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産額の推移は次のとおりです。以下同じ。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成28年3月17日）	80,470,067	80,868,966	1.0087	1.0137
	平成27年12月末日	1,002,979	-	1.0030	-
	平成28年 1月末日	1,053,549	-	1.0034	-
	平成28年 2月末日	76,211,790	-	1.0184	-
	平成28年 3月末日	79,890,467	-	1.0141	-
	平成28年 4月末日	79,383,226	-	1.0076	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。以下同じ。

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成28年3月17日）	30,568,189	30,568,189	0.9703	0.9703
	平成27年12月末日	23,366,480	-	1.0039	-
	平成28年 1月末日	23,448,233	-	1.0074	-
	平成28年 2月末日	30,883,085	-	0.9806	-
	平成28年 3月末日	41,962,718	-	0.9744	-
	平成28年 4月末日	41,205,821	-	0.9452	-

## 【分配の推移】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成27年12月21日～平成28年 3月17日）	0.0050

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成27年12月21日～平成28年 3月17日）	0

## 【収益率の推移】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成27年12月21日～平成28年 3月17日）	1.4

（注）収益率とは、特定期間末分配付基準価額（特定期間中の分配金を加算した額）から前特定期間末分配落基準価額

を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1特定期間については、前特定期間末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。以下同じ。

B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース(為替ヘッジなし)

計算期間	収益率(%)
第1特定期間(平成27年12月21日～平成28年 3月17日)	3.0

(4)【設定及び解約の実績】

B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース(為替ヘッジあり)

(単位:口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成27年12月21日～平成28年 3月17日)	79,779,902	-	79,779,902

(注1) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じ。

(注2) 上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。以下同じ。

B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース(為替ヘッジなし)

(単位:口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成27年12月21日～平成28年 3月17日)	31,503,098	-	31,503,098

参考情報

<更新後>

## 3 運用実績

(2016年4月28日現在)

## 基準価額・純資産総額の推移 (設定日(2015年12月21日)～2016年4月28日)

## 【四半期決算コース（為替ヘッジあり）】



2016年4月28日現在

基準価額 10,076円

純資産総額 0.7億円

## 分配の推移 (1万口当たり、税引き前)

2016年 3月	50円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	50円

## 【四半期決算コース（為替ヘッジなし）】



2016年4月28日現在

基準価額 9,452円

純資産総額 0.4億円

## 分配の推移 (1万口当たり、税引き前)

2016年 3月	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり信託報酬控除後です。

(注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

## 主要な資産の状況

## 資産構成比率

## 【四半期決算コース（為替ヘッジあり）】

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)	アイルランド	投資信託受益証券	95.40
2	BNYメロン・マネー・ポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1.03

## 【四半期決算コース（為替ヘッジなし）】

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率 (%)
1	BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)	アイルランド	投資信託受益証券	97.35
2	BNYメロン・マネー・ポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### <参考>BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（USD Xクラス） -2016年4月28日現在-

組入有価証券上位10銘柄

	銘柄名	国/地域	種類	業種	構成比 (%)
1	US TSY N/B 3% 05/15/45	アメリカ	公社債	—	6.11
2	US TSY N/B 1.75% 12/31/20	アメリカ	公社債	—	5.66
3	US TSY N/B 1.5% 08/31/18	アメリカ	公社債	—	4.30
4	US TSY N/B 3% 11/15/45	アメリカ	公社債	—	3.68
5	SOURCE PHYSICAL GOLD P-ET	アイルランド	投資証券	—	3.49
6	AUSTRALIA 4.5% 04/21/33	オーストラリア	公社債	—	3.13
7	US TSY N/B 2% 02/15/25	アメリカ	公社債	—	3.12
8	AUSTRALIA 3.75% 04/21/37	オーストラリア	公社債	—	2.87
9	WOLTERS KLUWER EURO.12	オランダ	株式	一般消費財・サービス	2.42
10	MICROSOFT C USD0.00000625	アメリカ	株式	情報技術	2.21

種類別構成比

種類	構成比 (%)
株式	48.83
公社債	39.06
投資証券	12.11

(注1) 上記は、BNY Mellon Fund Services (Ireland) Ltd. (管理事務代行会社) のデータを基に委託会社が作成したものです。

(注2) 国/地域は、ブルームバークの分類に基づきます。

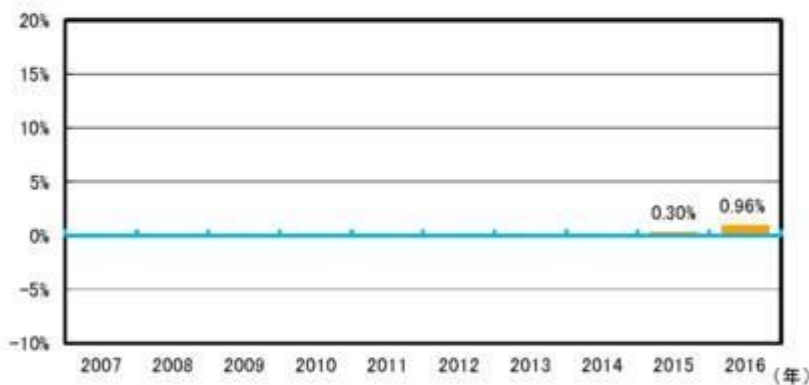
(注3) 種類は、ブルームバークの分類に基づき、委託会社が作成したものです。

(注4) 業種は、GICS産業グループの分類に基づきます。

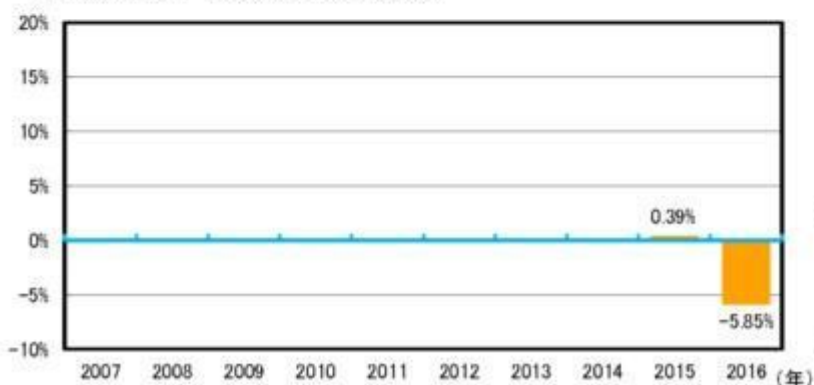
(注5) 構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く有価証券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

### 年間収益率の推移（暦年ベース）

#### 【四半期決算コース（為替ヘッジあり）】



#### 【四半期決算コース（為替ヘッジなし）】



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
2015年は設定日(12月21日)から年末までの収益率です。  
2016年は4月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】



## 1【申込（販売）手続等】

## &lt;訂正前&gt;

（省略）

## (2) 受益権の申込み

（省略）

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は、1口＝1円）とします。

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

## (2) 受益権の申込み

（省略）

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（省略）

## 2【換金（解約）手続等】

## &lt;訂正前&gt;

（省略）

## (2) 解約の手取額

受益者の手取額は、解約価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

## (2) 解約の手取額

受益者の手取額は、解約価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

（省略）

## 第3【ファンドの経理状況】

## &lt;更新後&gt;

B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は、6ヵ月毎に作成しております。当ファンドの第1特定期間は信託約款第32条により、平成27年12月21日から平成28年3月17日までとなっております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（第1計算期間（平成27年12月21日から平成28年3月17日まで））の財務諸表について、P w C あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年 3月17日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	2,752,140
投資信託受益証券	78,500,372
流動資産合計	81,252,512
資産合計	81,252,512
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	292,790
未払収益分配金	398,899
未払受託者報酬	1,293
未払委託者報酬	64,226
その他未払費用	25,237
流動負債合計	782,445
負債合計	782,445
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	79,779,902
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	690,165
元本等合計	80,470,067
純資産合計	80,470,067
負債純資産合計	81,252,512

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第1特定期間 (第1計算期間) (自 平成27年12月21日 至 平成28年 3月17日)
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	123,994
為替差損益	65,037
営業収益合計	58,957
<b>営業費用</b>	
受託者報酬	1,293
委託者報酬	64,226
その他費用	27,383
営業費用合計	92,902
営業利益又は営業損失 ( )	33,945
経常利益又は経常損失 ( )	33,945
当期純利益又は当期純損失 ( )	33,945
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	-
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,123,009
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,123,009
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	398,899
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	690,165

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	・外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・第1期計算期間は、信託約款第32条により平成27年12月21日(設定日)から平成28年3月17日までとしております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年3月17日現在)
1. 受益権の総数	79,779,902口
2. 1口当たり純資産額	1.0087円

(1万口当たり純資産額)	(10,087円)
--------------	-----------

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 (第1計算期間) (自 平成27年12月21日 至 平成28年 3月17日)	
1. 分配金の計算過程 第1期 (平成27年12月21日から平成28年 3月17日まで)	計算期末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定する収益調整金(1,089,064円)及び分配準備積立金(0円)より、分配可能額は1,089,064円(1万口当たり136.50円)であり、うち398,899円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれており、当ファンドは当該デリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。当該デリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第1特定期間 (第1計算期間) (自 平成27年12月21日 至 平成28年 3月17日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

投資信託受益証券	465,496
合 計	465,496

(デリバティブ取引に関する注記)  
(通貨関連)

区分	種類	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年3月17日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	77,076,571	-	77,369,361	292,790
	合計	-	-	-	292,790

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

- 本書における特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
同期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。  
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)  
該当事項はありません。

(その他の注記)  
元本額の変動

項目	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年3月17日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	78,779,902円
期中一部解約元本額	0円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表(平成28年3月17日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
	日本円	B N Yメロン・マネーポート フォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)	814,227	814,959	
	計		814,227	814,959	

投資信託 受益証券	米ドル	BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド (USD Xクラス)	468,646.837	688,395.33	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：96.5%	468,646.837	688,395.33 (77,685,413) 99.0%	
	小計			78,500,372 (77,685,413)	
合計				78,500,372 (77,685,413)	

## 外貨建有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	96.5%	99.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## (参考情報)

当ファンドは「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 1. 「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)」の状況

以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるBNY Mellon Fund Services (Ireland) Ltd.からの情報に基づき、平成28年3月16日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

## 「BNYメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド(USD Xクラス)」

## 貸借対照表

対象年月日	(平成28年3月16日現在)
科目	金額(米ドル)
<b>資産の部</b>	
現金および現金同等物	10,163,187.64
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	513,241,227.44
未収入金	335,727,268.99
未収利息	2,290,705.98
資産合計	861,422,390.05
<b>負債の部</b>	
未払金	331,896,674.07
未払費用	508,042.65
負債合計	332,404,716.72
<b>純資産の部</b>	
純資産合計	529,017,673.33
負債純資産合計	861,422,390.05
1. 平成28年3月16日現在の口数 (USD Xクラス)	
	204,370,119.397口

2. 1口当たり純資産額 (USD Xクラス)	1.4689米ドル
----------------------------	-----------

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成28年3月16日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	364,790,284
流動資産合計	364,790,284
資産合計	364,790,284
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	3,204
未払委託者報酬	15,985
流動負債合計	19,189
負債合計	19,189
純資産の部	
元本等	
元本	364,442,457
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	328,638
(分配準備積立金)	71,749
元本等合計	364,771,095
純資産合計	364,771,095
負債純資産合計	364,790,284

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、平成28年3月16日現在のものであります。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年3月16日現在)
1. 受益権の総数	364,442,457口
2. 1口当たり純資産額	1.0009円
(1万口当たり純資産額)	(10,009円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成28年3月16日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成28年3月16日現在)

資産の部

流動資産	
金銭信託	74,691,565
国債証券	290,090,580
流動資産合計	364,782,145
資産合計	364,782,145
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	363,336,937
剰余金	
剰余金又は欠損金（　）	1,445,208
元本等合計	364,782,145
純資産合計	364,782,145
負債純資産合計	364,782,145

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表は、平成28年3月16日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</li> </ul>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年3月16日現在)
1. 受益権の総数	363,336,937口
2. 1口当たり純資産額	1.0040円
(1万口当たり純資産額)	(10,040円)

## 【BNYメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年 3月17日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,735,027
投資信託受益証券	28,934,228
流動資産合計	30,669,255
資産合計	30,669,255
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,615
未払委託者報酬	80,644
その他未払費用	18,807



第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年 3月17日現在)	
流動負債合計	101,066
負債合計	101,066
純資産の部	
元本等	
元本	31,503,098
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	934,909
元本等合計	30,568,189
純資産合計	30,568,189
負債純資産合計	30,669,255

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間 (第1計算期間) (自平成27年12月21日 至平成28年 3月17日)	
営業収益	
受取利息	45
有価証券売買等損益	840,216
為替差損益	1,386,364
営業収益合計	546,103
営業費用	
受託者報酬	1,615
委託者報酬	80,644
その他費用	34,044
営業費用合計	116,303
営業利益又は営業損失( )	662,406
経常利益又は経常損失( )	662,406
当期純利益又は当期純損失( )	662,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	272,503
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	272,503
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	934,909

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</li> </ul>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。</li> <li>第1期計算期間は、信託約款第32条により平成27年12月21日（設定日）から平成28年3月17日までとしております。</li> </ul>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年3月17日現在)
1. 受益権の総数	31,503,098口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	934,909円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9703円 (9,703円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 (第1計算期間) (自 平成27年12月21日 至 平成28年 3月17日)
1. 分配金の計算過程 第1期 (平成27年12月21日から平成28年 3月17日まで) 分配可能額がないため、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれており、当ファンドは当該デリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。当該デリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の為替リスク及び価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。 委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
--------------------	--

2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第1特定期間 (第1計算期間) (自 平成27年12月21日 至 平成28年 3月17日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,152,735
合 計	1,152,735

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本額の変動

項目	第1特定期間末 (第1期計算期間末) (平成28年3月17日現在)
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	30,503,098円
期中一部解約元本額	0円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表（平成28年3月17日現在）

## (イ) 株式

該当事項はありません。

## (ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	B N Yメロン・マネーポート フォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)	184,780	184,946	
	計		184,780	184,946	
	米ドル	B N Yメロン・グローバル・ リアル・リターン・ファンド (USD Xクラス)	173,433.596	254,756.60	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：94.0%	173,433.596	254,756.60 (28,749,282) 99.4%	
	小計			28,934,228	

			(28,749,282)	
合計			28,934,228	
			(28,749,282)	

## 外貨建有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	94.0%	99.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（U S D Xクラス）」受益証券および「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## 1. 「B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（U S D Xクラス）」の状況

以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるB N Y Mellon Fund Services (Ireland) Ltd.からの情報に基づき、平成28年3月16日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

## 「B N Yメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（U S D Xクラス）」

## 貸借対照表

対象年月日 科目	(平成28年3月16日現在) 金額（米ドル）
<b>資産の部</b>	
現金および現金同等物	10,163,187.64
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	513,241,227.44
未収入金	335,727,268.99
未収利息	2,290,705.98
資産合計	861,422,390.05
<b>負債の部</b>	
未払金	331,896,674.07
未払費用	508,042.65
負債合計	332,404,716.72
<b>純資産の部</b>	
純資産合計	529,017,673.33
負債純資産合計	861,422,390.05
1. 平成28年3月16日現在の口数 (U S D Xクラス)	204,370,119.397口
2. 1口当たり純資産額 (U S D Xクラス)	1.4689米ドル

## 2. 「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

## 「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成28年3月16日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	364,790,284
流動資産合計	364,790,284
資産合計	364,790,284
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	3,204
未払委託者報酬	15,985
流動負債合計	19,189
負債合計	19,189
純資産の部	
元本等	
元本	364,442,457
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	328,638
（分配準備積立金）	71,749
元本等合計	364,771,095
純資産合計	364,771,095
負債純資産合計	364,790,284

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 貸借対照表は、平成28年3月16日現在のものです。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年3月16日現在)
1. 受益権の総数	364,442,457口
2. 1口当たり純資産額	1.0009円
(1万口当たり純資産額)	(10,009円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成28年3月16日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成28年3月16日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	74,691,565
国債証券	290,090,580
流動資産合計	364,782,145
資産合計	364,782,145
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-

負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	363,336,937
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,445,208
元本等合計	364,782,145
純資産合計	364,782,145
負債純資産合計	364,782,145

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表は、平成28年3月16日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</li> </ul>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成28年3月16日現在)
1. 受益権の総数	363,336,937口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0040円 (10,040円)

## 2【ファンドの現況】

## &lt;更新後&gt;

以下は平成28年4月28日現在です。

## 【純資産額計算書】

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）

資産総額	156,939,952円
負債総額	77,556,726円
純資産総額（ - ）	79,383,226円
発行済数量	78,781,845口
1単位当たり純資産額（ / ） (1万口当たり純資産額)	1.0076円 (10,076円)

## B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）

資産総額	41,297,601円
負債総額	91,780円
純資産総額（ - ）	41,205,821円
発行済数量	43,596,985口
1単位当たり純資産額（ / ） (1万口当たり純資産額)	0.9452円 (9,452円)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### <訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年11月末現在）

（省 略）

(2) 委託会社の機構（平成27年11月末現在）

（省 略）

業務運営の組織

（省 略）

（注）上記は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制

（省 略）

（注）上記の運用体制は平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

###### <訂正後>

(1) 資本金の額（平成28年5月末現在）

（省 略）

(2) 委託会社の機構（平成28年5月末現在）

（省 略）

業務運営の組織

（省 略）

（注）上記は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制

（省 略）

（注）上記の運用体制は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

##### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年4月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	22	104,271
追加型株式投資信託	22	104,271
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託	17	691,876
合 計	39	796,147

#### 3【委託会社等の経理状況】

## [注記事項]

## &lt;追加&gt;

## (中間財務諸表)

1. 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間  
(平成27年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,176,047
未収委託者報酬		488,747
未収運用受託報酬		1,983,434
未収収益		101,086
未収入金		257,093
前払費用		47,150
仮払金		7,473
繰延税金資産		111,194
流動資産計		5,172,228
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	2,146
リース資産	*1	13,364
有形固定資産計		15,510
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	76,327
ソフトウェア仮勘定		70,727
無形固定資産計		147,055
投資その他の資産		
投資有価証券		2,237
長期差入保証金		133,503
長期前払費用		12,009
繰延税金資産		111,038
投資その他の資産計		258,789
固定資産計		421,355
資産合計		5,593,583
負債の部		
流動負債		
未払金		110,089
未払費用		1,694,368
預り金		10,082
未払法人税等		131,799
未払消費税等	*3	41,541
仮受金		19,008
賞与引当金		270,846
リース債務		3,956
流動負債計		2,281,692
固定負債		



役員退職慰労引当金	28,787
退職給付引当金	344,436
リース債務	10,452
固定負債計	383,676
負債合計	2,665,369
純資産の部	
株主資本	
資本金	795,000
資本剰余金	
資本準備金	695,000
資本剰余金計	695,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,438,091
利益剰余金計	1,438,091
株主資本計	2,928,091
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	123
評価・換算差額等計	123
純資産合計	2,928,214
負債・純資産合計	5,593,583

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		1,330,409
運用受託報酬		2,654,760
その他営業収益		339,950
営業収益計		4,325,120
営業費用		2,907,476
営業費用計		2,907,476
一般管理費	*1	1,220,431
営業利益		197,212
営業外収益		1,062
営業外費用		11,689
経常利益		186,586
特別損失		
特別退職金		51,699
税引前中間純利益		134,886
法人税、住民税及び事業税		122,430
法人税等調整額		70,932
中間純利益		83,389

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）

(単位：円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	795,000	695,000	1,354,702	2,844,702	232	2,844,934

当中間期変動額						
中間純利益			83,389	83,389		83,389
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					109	109
当中間期変動額合計	-	-	83,389	83,389	109	83,280
当中間期末残高	795,000	695,000	1,438,091	2,928,091	123	2,928,214

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

期 別	当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3年～20年  (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。  (4) 長期前払費用 定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。  (2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)
-------------------------

*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
器具備品	14,516千円
リース資産	5,337千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
ソフトウェア	92,100千円
*3. 消費税等の取り扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	2,053千円
無形固定資産	12,977千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間  
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1. ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース資産の内容	
有形固定資産	
コピー機	
(2) リース資産の減価償却方法	
中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	

## (金融商品関係)

当中間会計期間 (平成27年9月30日)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額

(1)現金・預金	2,176,047	2,176,047	-
(2)未収委託者報酬	488,747	488,747	-
(3)未収運用受託報酬	1,983,434	1,983,434	-
(4)未収収益	101,086	101,086	-
(5)未収入金	257,093	257,093	-
(6)長期差入保証金	133,503	103,068	30,435
(7)投資有価証券 その他の有価証券	2,237	2,237	-
資産計	5,142,147	5,111,712	30,435
(1)未払費用	1,694,368	1,694,368	-
負債計	1,694,368	1,694,368	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

##### (6) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

##### (7) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

#### 1. その他有価証券

当中間会計期間（平成27年9月30日）

（単位：千円）

区 分	種 類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,000	2,237	237
	小 計	2,000	2,237	237
合 計		2,000	2,237	237

#### 2. 売却したその他有価証券

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

種 類	売却額	売却益の合計
投資信託受益証券	1,001	1

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,330,409	2,654,760	339,950	4,325,120

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
2,269,978	84,346	1,960,306	10,490	4,325,120

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,866,082	投資運用業

## （1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日）	
1株当たり純資産額	184,164.45円
1株当たり中間純利益金額	5,244.61円
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益（千円）	83,389
普通株式に係る中間純利益（千円）	83,389
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

## （重要な後発事項）

該当事項はありません。

## 5【その他】

## &lt;訂正前&gt;

（省 略）

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

<訂正後>

(省略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 324,279百万円（平成27年3月末現在）  
 (省略)

<参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 10,000百万円（平成27年3月末現在）  
 (省略)

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
1	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	高木証券株式会社	11,069百万円	
3	播陽証券株式会社	112百万円	
4	株式会社SBI証券	47,937百万円	
5	楽天証券株式会社	7,495百万円	
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三菱UFJ信託銀行株式会社は、平成27年12月21日以降、募集・販売の取扱いを行いません。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 324,279百万円（平成27年9月末現在）  
 (省略)

<参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 10,000百万円（平成27年9月末現在）  
 (省略)

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
1	いちよし証券株式会社	14,577百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営ん
2	高木証券株式会社	11,069百万円	
3	播陽証券株式会社	112百万円	

4	株式会社S B I証券	47,937百万円	であります。
5	楽天証券株式会社	7,495百万円	
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三菱UFJ信託銀行株式会社は、平成27年12月21日以降、募集・販売の取扱いを行いません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会御中

P w Cあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）の平成27年12月21日から平成28年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジあり）の平成28年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御 中

P w C あらた監査法人

指 定 社 員            公認会計士   鶴 田 光 夫  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）の平成27年12月21日から平成28年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・リアル・リターン・ファンド 四半期決算コース（為替ヘッジなし）の平成28年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成28年1月8日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成27年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。